

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 11 日（金）第 607 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|---|---------------|---|
| ○漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更 | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○するめいかに関する知事管理漁獲可能量の設定 | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○ぶりに関する知事管理漁獲可能量の設定 | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○県営土地改良事業の計画の決定 | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更（2件） | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了（2件） | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○軽油引取税の特約業者の指定の取消し | （鹿児島地域振興局取扱い） | 3 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （大隅地域振興局取扱い） | 4 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （大島支庁取扱い） | 4 |

告

示

鹿児島県告示第326号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第327号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準

鹿児島県告示第328号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
101,000 トンの内数
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県ぶり漁業	101,000 トンの内数

鹿児島県告示第 329 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（農業用排水施設整備）鷹巣地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第 330 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備（一般型））（旧：農地環境整備）（区画整理）河内浦地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
南種子町役場総合農政課

鹿児島県告示第 331 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び土層改良）第二浅間地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで

3 縦覧場所

天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第332号

土地改良事業県営用排水施設等整備（農業用排水施設整備）柿木水流地区の工事は、令和 4 年 3 月 29 日に完了した。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第333号

土地改良事業県営用排水施設等整備（農業用排水施設整備）始良地区の工事は、令和 5 年 12 月 19 日に完了した。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島地域振興局告示第 3 号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和 7 年 4 月 11 日

鹿児島地域振興局長 南靖子

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社上原石油店	上原 章太郎	南九州市川辺町平山3301－1	令和 6 年 12月31日

大隅地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 11 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス・クローバー	曾於市大隅町中之内8154番地3	特定非営利活動法人みどりの庭	曾於市末吉町諏訪方6227番地5	磯邊 貴志	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 11 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセン	鹿屋市西原四丁	株式会社ニチイ	東京都千代田区	森 信介	令和 7 年	居宅介護

ター西原	目 9 番 15 号	学館	神田駿河台四丁目 6 番地		3 月 31 日	
------	------------	----	---------------	--	----------	--

大隅地域振興局告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 11 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
グローイングアップ	曾於市財部町北 俣字谷ノ口 706 － 1 － 2	株式会社ステッ プアップ	曾於市財部町北 俣字谷ノ口 706 － 1 － 2	松元 裕樹	令和 7 年 4 月 1 日	就労継続 支援 A 型

大島支庁告示第 3 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 11 日

大島支庁長 松藤啓介

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ことばと発達サ ポート G L O B A L K I D S	大島郡徳之島町 亀津 4194 番地 3	特定非営利活動 法人徳之島グロ ーバル K I D S	大島郡徳之島町 亀津 4176 番地 1	井 健二郎	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス